

令和元年度答申第7号
令和元年5月16日

諮問番号 平成31年度諮問第2号（平成31年4月11日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく事業主の事実上の倒産の認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。」と規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年3月28日、P社（以下「本件会社」という。）に雇用され、同年10月20日、本件会社を退職した。

（認定申請書、労働者名簿）

- (2) 審査請求人は、平成28年10月24日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (3) 処分庁は、平成29年2月7日、本件認定申請につき、「賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第8条で定める要件（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと）のうち、事業活動を停止した状態とは認められないため。」との理由により、本件不認定処分を行った。

（不認定通知書）

- (4) 審査請求人は、平成29年2月20日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成31年4月11日、本件審査請求を棄却すべきであると見て、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、おおむね以下のとおりである。

本件会社が事業活動を停止した状態とは認められないことを理由として処分庁が本件不認定処分を行っているが、本件会社は、事業活動資金がほとんどなく、融資も実行されていない、内容証明郵便が返送された等の実態があることから、その事業活動は事実上停止していると判断すべきであり、また、処分庁の怠慢な調査により処分が行われていることから、本件不認定処分は不当として取り消すとともに、本件認定申請の認定を求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

本件会社は、処分日である平成29年2月7日時点において、代表取締役が事業活動を行う意思を示しており、労働者の雇用を継続していたことは明らかであり、本件会社については、事業活動が停止していたものとは認められず、賃確法7条の要件を満たさないことから、処分庁が行った処分は適正である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」の認定に当たっては、労働者の雇用状況、賃金支払状況、経営者の事業活動継続の意欲、取引等の状況等、事業主である会社全体としての活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件については、関係資料によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、風力発電機に関する技術開発、風力発電所等のコンサルタント等を目的として、昭和61年5月に設立され、平成24年1月には全労働者が退職する状況となったが、平成27年4月から労働者の雇

用を再開し、平成28年8月までに合計17名の労働者を雇用した。審査請求人を含むこれらの労働者の多くは、賃金未払等の理由で退職し、本件不認定処分当時の在籍労働者は3名であった。

(履歴事項全部証明書、聴取書(平成29年2月3日付け))

イ 労働者及び元労働者に対する未払賃金の総額は、平成29年1月末の時点で1800万円以上に及んでいたが、本件会社代表取締役は、労働者らに対し、風力発電事業のプロジェクトを進め事業売却によって精算するつもりである等と告げていた。

(未払代金内訳書、給与支払遅延に関する連絡書面(平成28年9月20日付け))

ウ 本件不認定処分当時の労働者3名のうち、少なくとも1名は、週5日本件会社事務所で勤務し、総務及び経理の業務に従事していた。

(電話聴取書(平成29年5月24日付け)、タイムカード)

エ 平成29年1月以降、本件会社代表取締役は、B地における風力発電事業に関し、関係会社等との間で、メールで連絡をとっており、これらのメールからは以下の事実を読み取ることができる。

(反論書に対する意見書添付のメール10件、聴取書(平成30年3月22、23日付け))

- ① 本件会社が関係会社から風力発電関係の工事工程表を受け取っていたこと及び本件会社が同関係会社に発注したC地風力発電案件に関する電力会社に対する申請業務につき、本件会社が同関係会社に対応を依頼していたこと
- ② 本件会社が別の関係会社からB地風力発電事業の発電量予測業務に関する見積書を受け取っていたこと
- ③ 本件会社がQ社に対して、風力発電事業に関する事前相談を申し込んでいたこと
- ④ 本件会社がQ社に対して風力発電事業関係の資料を提出し、これに関してQ社から連絡を受けていたこと
- ⑤ 本件会社が保険会社に対して風力発電の雷関連等の保険の見積りを依頼し、同保険会社から資料提出の求めなどの問合せを受け、これに対応していたこと
- ⑥ 本件会社がクラウドファンディングに対して資金調達の申込みをしていたこと

オ 本件会社は事務所をレンタルオフィスに設置しており、平成30年3月23日に労働基準監督官が同事務所の存在を確認した。

(反論書に対する意見書添付の写真5枚)

(3) 以上の事実を総合すると、本件会社は、多額の未払賃金債務を抱え、また事業活動による収益を上げていたことを示すものはないものの、本件不認定処分当時、いまだ雇用されていた労働者が存在し、同人において会社の事務処理が行われていたほか、代表取締役において風力発電事業に関する関係会社との連絡が継続しており、「事業活動が停止し、再開の見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」とまで認定するのは困難である。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史